

2023年度  
(令和5年度)

令和5年度つがる市財務書類  
【一般会計等概要書】



つがる市

Tsugaru City

## 目次

I	つがる市財務書類4表について	
	I-1 作成の経緯	1
	I-2 作成の基準	2
II	貸借対照表	
	II-1 貸借対照表とは	3
	II-2 貸借対照表の概要	4
	II-2-1 総括	4
	II-2-2 資産	5
	II-2-3 負債	6
	II-2-4 純資産	7
	II-2-5 住民一人あたりの貸借対照表	7
III	行政コスト計算書	
	III-1 行政コスト計算書とは	8
	III-2 行政コスト計算書の概要	8
	III-2-1 総括	8
	III-2-2 経常費用	9
	III-2-3 経常収益	9
	III-2-4 臨時損失・臨時利益	9
IV	純資産変動計算書	
	IV-1 純資産変動計算書とは	10
	IV-2 純資産変動計算書の概要	10
	IV-2-1 総括	10
	IV-2-2 純資産の内訳	11
V	資金収支計算書	
	V-1 資金収支計算書とは	12
	V-2 資金収支計算書の概要	12
	V-2-1 総括	12
	V-2-2 業務活動収支の部	13
	V-2-3 投資活動収支の部	13
	V-2-4 財務的収支の部	13
	V-2-5 注記	14
VI	財務書類を用いた財務分析	
	VI-1 純資産比率(過去及び現世代負担比率)及び将来世代負担比率	15
	VI-2 有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)	17
	VI-3 債務償還可能年数	18

VI-4 歳入対資産比率 . . . . .	19
VI-5 行政コスト対財源比率 . . . . .	20
VI-6 受益者負担比率 . . . . .	21



# I つがる市財務書類4表について

## I-1 作成の経緯

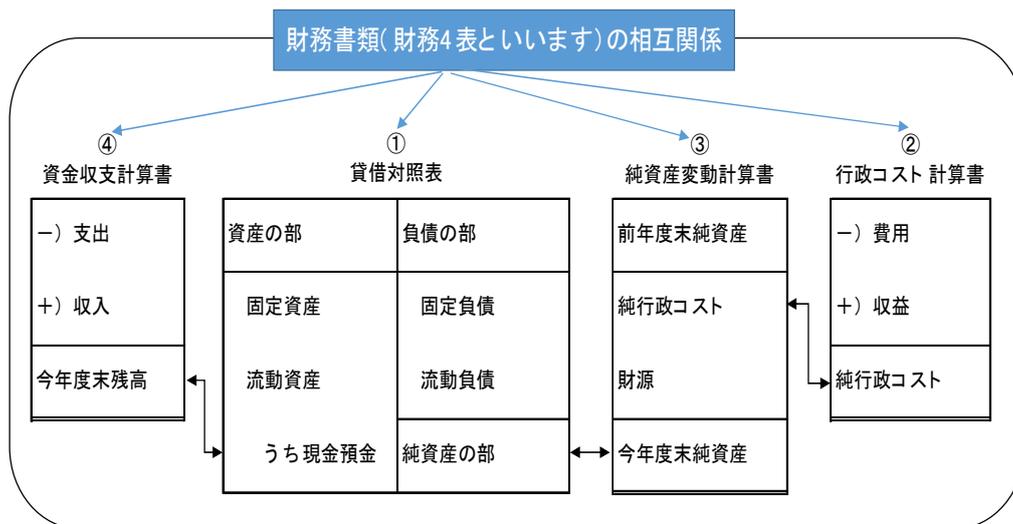
平成18年6月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(行革推進法)を契機に、地方の資産・債務改革の一環として「新地方公会計制度の整備」が位置付けられました。

これにより、「新地方公会計制度研究会報告書(平成18年5月総務省)」で示された「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」を活用して、地方公共団体単位及び関連団体等も含む連結ベースでの4つの財務書類を作成してきたところです。

その後、平成26年4月公表の「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」に記載された「統一的な基準」に基づく地方公共団体の財務書類作成の基準が示され、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成27年1月、総務大臣通知)により平成29年度までにすべての地方公共団体において「統一的な基準による財務書類等を作成することとなりました。

このような状況から、つがる市においても平成20年度決算から平成27年度まで「総務省方式改訂モデル」にて財務書類4表を作成したのですが、平成28年度以降「統一的な基準」にもとづく財務書類4表を作成しております。

以下、令和5年度決算に基づく一般会計等財務書類4表についての概要をまとめています。



## I - 2 作成の基準

総務省による「統一的な基準」により財務書類を作成しております。

### ◆対象会計

一般会計

### ◆対象年度

令和5年度を対象年度とし、令和6年3月31日を作成基準日としています。

なお、出納整理期間における収支については、基準日までに終了したものとして処理しています。

### ◆作成基礎データ

固定資産については「固定資産台帳」を元に作成しています。

歳入歳出の取引については歳入歳出伝票、振替伝票を元に仕訳帳へ複式化し財務書類を作成しています。

### ◆有形固定資産、無形固定資産

有形固定資産及び無形固定資産については取得原価により計上しています。

昭和59年以前に取得したものについては再調達原価、道路河川及び水路の敷地は備忘価格1円としています。

昭和60年以降に取得したもののうち、取得原価が判明しているものは取得原価とし、不明なものは再調達原価としています。

無形固定資産についても取得原価が判明しているものは取得原価にて、不明なものは再調達原価としています。

### ◆減価償却

有形、無形固定資産についての償却資産について、減価償却は定額法とし、主な耐用年数として建物8～50年、工作物8～42年、物品2～20年となっております。

なお、以下の財務書類において端数処理により金額が一致しない箇所があります。

## Ⅱ 貸借対照表（バランスシート、Balance Sheet、BS）

### Ⅱ－1 貸借対照表とは

地方公共団体の決算書は、1年間にどのような収入があり、何にいくら使ったのかを明らかにするものですが、現在どれだけの資産があり、どれだけの負債があるのかがわかりにくいものとなっています。

そこで、貸借対照表を作成し、これまでに取得した土地や建物などの資産の状況と、その資産を形成するための財源がどのように調達されたのかを明らかにします。

この貸借対照表では、左側（借方）につがる市が保有している土地・建物・預金などの「資産」を示し、右側（貸方）にその資産を形成したために、将来の世代が負担し今後支払いが必要となるもの「負債」と、これまでの世代が負担し今後支払いの必要がないもの「純資産」がいくらあるのかが示されます。

貸借対照表（バランスシート (Balance Sheet、B/S) とも呼びます。）

借方	貸方
資産 （土地・建物・預金など）	負債 将来の世代が負担（今後、支払が必要）
	純資産 これまでの世代が負担
<b>【資金の用途】</b> （資金を何に使ったのか）	<b>【資金の源泉】</b> （資金をどこから調達したのか）

## Ⅱ－２ 貸借対照表の概要

### Ⅱ－２－１ 総括

令和5年度末のつがる市の「資産」は、899億3百万円です。

この「資産」を形成するための財源は、国・県の補助金やこれまでの世代が負担した「純資産」460億74百万円と、将来世代の負担である「負債」438億29百万円となっています。

#### 貸借対照表

令和6年3月31日現在 住民基本台帳人口 29,190人

借方			貸方		
	(百万円)	一人あたり (千円)		(百万円)	一人あたり (千円)
<b>【資産の部】</b>			<b>【負債の部】</b>		
固定資産	83,328	2,855	固定負債	39,974	1,369
有形固定資産	72,602	2,487	地方債	36,824	1,262
無形固定資産	6	1	退職手当引当金	3,150	108
投資その他の資産	10,720	367	流動負債	3,855	132
流動資産	6,575	225	地方債	3,581	123
現金預金	774	27	未払金	0	0
基金	5,790	198	賞与等引当金	216	7
未収金	11	1	預り金	58	2
			<b>負債合計</b>	<b>43,829</b>	<b>1,502</b>
			<b>【純資産の部】</b>		
			固定資産形成等分	89,121	3,053
			不足分	△43,047	△1,475
			<b>純資産合計</b>	<b>46,074</b>	<b>1,578</b>
<b>資産合計</b>	<b>89,903</b>	<b>3,080</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>89,903</b>	<b>3,080</b>

## Ⅱ－２－２ 資産

### 1 固定資産

資産のうち「固定資産」は有形固定資産と無形固定資産、投資その他の資産で構成されており、833億28百万円と総資産のうち約92.7%を占めています。

#### (1)有形固定資産

道路や公園、学校、保育所などの土地や建物などの有形固定資産が726億2百万円で「総資産」の約80.8%を占めています。主な内訳は、道路や公園などのインフラ資産が317億円（構成比43.7%）、公営住宅、学校や体育施設、消防などの事業用資産が401億42百万円（構成比55.3%）、バス、除雪車などの物品が7億60百万円（構成比1.0%）となっています。令和5年度の主な資産取得として防災行政用無線更新、蓮花田橋建設があります。

#### (2)無形固定資産

情報セキュリティ強化によるソフトウェアやつがるブランドで使用されている、「つがるちゃん」の商標権等により6百万円となっております。

#### (3)投資その他の資産

津軽広域水道企業団西北事業部などに対する「投資及び出資金」として74億95百万円（構成比70.0%）となっておりますが、出資先の実質価値低下により投資損失引当金として20百万を計上しております。

「長期延滞債権」へは市税や住宅使用料、保育料で納期限から1年以上納付されていない債権が85百万円（構成比0.8%）となっております。また過去の回収不能実績から「徴収不能引当金」6百万円を計上しております。「長期貸付金」として奨学資金貸付金5百万円があります。

「基金」として合併振興基金、公共施設等整備保全基金等のその他特定目的基金が31億60百万円となっております。

### 2 流動資産

資産のうち「流動資産」は、財政調整や減債のための基金のほか、現金預金、市税等の未収金で構成されており、合わせて65億75百万円となっております。

#### (1)現金預金

令和5年度末、「歳計現金預金及び歳計外現金預金」の合計は7億74百万円となっております。

(2) 未収金

令和5年度の歳入として調定していた地方税など11百万円が「未収金」となっています。

このうち、過去の回収不能実績から2百万円を「徴収不能引当金」として計上しています。

(3) 基金

財政調整基金26億85百万円、減債基金31億6百万円、合わせて57億90百万円となっています。

## Ⅱ－2－3 負債

### 1 固定負債

負債のうち「固定負債」は、令和7年度（翌々年度）以降に支払いや返済が行われる地方債、長期未払金や退職手当引当金の合計399億74百万円となっています。

(1) 地方債

地方債のうち、令和7年度（翌々年度）以降に償還されるものが368億24百万円あり、負債総額の約84.0%を占めています。

(2) 退職手当引当金

退職手当引当金は、特別職を含む一般会計の全職員が年度末に全員退職したと仮定した場合に必要な見込まれる退職手当支給額で31億50百万円となっています。

### 2 流動負債

負債のうち「流動負債」は、1年以内に支払いや返済が行われる地方債、未払金、賞与等引当金など合わせて38億55百万円となっています。

(1) 1年内償還予定地方債

地方債のうち、翌年度の償還予定額は35億81百万円となっています。

(2) 賞与等引当金

翌年度の6月に支給される賞与及びそれらに係る法定福利費相当額のうち、令和5年度負担相当額で2億16百万円となっています。

(3) 預り金

工事補償金や市営住宅の敷金等、一時預かり金に相当する額58百万円となっています。

## Ⅱ－2－4 純資産

### 1 固定資産等形成分

住民サービスの提供に必要な資産形成のために充当した資源の蓄積分が891億21百万円となっています。

### 2 余剰分(不足分)

「資産合計」－「負債合計」－「純資産のうち固定資産形成分」でマイナス430億47百万円となっています。

これは、翌年度以降の負担額のうち、430億47万円については、既に用途が拘束されているといえます。具体的には、退職手当引当金や赤字地方債（臨時財政対策債等）など資産形成につながらない負債に対して、それらの支出に対する備えが蓄えられていないことを表しています。このような状況が発生するのは、資産形成を伴わない負債が存在し、その支払いに対する積み立てがなされていないためです。ただし、つがる市が例外的なわけではなく、多くの団体が多かれ少なかれその他一般財源はマイナスになるものと考えられます。特に、臨時財政対策債等の赤字地方債は、地方交付税の代替措置として発行が認められたものであり、償還財源は将来の地方交付税で賄うことが見込まれています。

## Ⅱ－2－5 市民一人あたりの貸借対照表

貸借対照表を市民一人あたりに換算すると総資産は308万円、うち固定資産が286万円、流動資産が23万円となっています。

これに対し、負債は150万円、純資産は158万円となっています。

### Ⅲ 行政コスト計算書(Profit and Loss Statement、PL)

#### Ⅲ-1 行政コスト計算書とは

行政コスト計算書は、1年間の行政活動のうち福祉活動やごみの収集のように「資産の形成につながらない行政サービスに要する経費（経常費用）」と「その行政サービスの対価として得られた財源（経常収益）」を対比させた財務書類です。

#### Ⅲ-2 行政コスト計算書の概要

##### Ⅲ-2-1 総括

令和5年度中の「経常費用」は非現金支出を含め217億51百万円、これに対して、「経常収益」は7億10百万円で、差し引き「純経常行政コスト」は210億41百万円となっています。加えて資産除売却損等の「臨時損失」が△2百万円で「純行政コスト」が210億39百万円となっています。

行政コスト計算書(令和6年3月31日現在 住民基本台帳人口29,190人)

科目	金額(百万円)	一人あたり(千円)	構成比(%)
経常費用	21,751	745	100.0
業務費用	11,557	396	53.1
人件費	2,808	96	12.9
物件費等	8,440	289	38.8
その他	309	11	1.4
移転費用	10,193	349	46.9
補助金等	3,449	118	15.9
社会保障給付費	4,211	144	19.4
他会計繰出金	2,475	85	11.4
その他	58	2	0.3
経常収益	710	24	100.0
使用料・手数料	344	12	48.5
その他	366	13	51.5
純経常行政コスト(△)	21,041	721	
臨時損失	△2	0	
臨時利益	0	0	
純行政コスト(△)	21,039	721	

### Ⅲ－２－２ 経常費用

資産形成に結びつかない1年間の行政サービスを提供するために要した経費を性質別に見てみると、「業務費用」のうち「人件費」が28億8百万円で、経常費用の12.9%を占めています。物件費、減価償却など「物件費等」は84億40百万円で経常費用の38.8%を占めており、内訳は、物件費が34億86百万円、維持補修費が6億79百万円、減価償却費が42億75百万円となっています。支払利息など「その他の業務費用」は3億9百万円で、支払利息が1億27百万円、徴収不能引当金繰入額が7百万円となっています。

社会保障給付、他会計への繰出金などの「移転費用」は101億93百万円で経常費用の46.9%を占めており、主なものは、社会保障給付が42億11百万円、他会計への繰出金が24億75百万円です。

### Ⅲ－２－３ 経常収益

「使用料及び手数料」は3億44百万円、「その他」が3億66百万円となっています。

### Ⅲ－２－４ 臨時損失・臨時利益

「臨時損失」として固定資産の除却、売却等の損失等により△1百万円、出資先の経営状況の悪化により投資損失引当金繰入額△2百万円となっています。

## IV 純資産変動計算書 (Net Worth Statement、NW)

### IV-1 純資産変動計算書とは

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各数値が1年間でどのように変動したのかを表している計算書です。

### IV-2 純資産変動計算書の概要

#### IV-2-1 総括

令和5年度の純行政コスト210億39百万円に対して、財源が201億75百万円で臨時的な要因による変動が0百万円以下のため8億64百万円コストが財源を下回っています。

ただし、無償所管換等により10億86百万円の増加があったため、この結果、期首に458億52百万円であった純資産残高が、期末では460億74百万円となりました。

#### 純資産変動計算書

(単位：百万円)

科目	合計	純資産変動	
		固定資産形成分	余剰分(不足分)
前年度末純資産残高	45,852	91,046	△45,195
純行政コスト(△)	21,039		21,039
財源	20,175		20,175
本年度差額	△864		△864
固定資産等の変動		△3,012	3,012
無償所管替等	1,086	1,086	
本年度純資産変動額	222	△1,926	2,148
本年度末純資産残高	46,074	89,121	△43,047

## IV-2-2 純資産の内訳

### 1 財源

#### 純行政コストと財源

純行政コスト 210 億 39 百万円に対し財源が 201 億 75 百万円でその内訳が、税収等が 144 億 34 百万円、国県等補助金が 57 億 41 百万円となっており、財源が 8 億 64 百万円下回っています。

### 2 固定資産等の変動(内部変動)

#### (1)有形固定資産等の増加、貸付金・基金等の増加

財源として拘束されていなかった一般財源が、公共資産や貸付金・出資金の財源として使用される(資本的支出)ことにより、公共資産等整備一般財源等として拘束されることを表しています。令和5年度は 15 億 42 百万円の一般財源を固定資産に、5 億 65 百万円を貸付金・基金等に充当しました。

#### (2)有形固定資産等の減少、貸付金・基金等の減少

一方、公共資産の財源として拘束されていた財源が、公共資産の処分や貸付金・出資金の回収により用途の自由な一般財源として回収されたことを表しています。

令和5年度は減価償却等による有形固定資産等の減少により 42 億 78 百万円、貸付金、基金等の減少により 8 億 41 百万円を一般財源に振り替えました。

## V 資金収支計算書(キャッシュフロー計算書、Cash Flow Statement、CF)

### V-1 資金収支計算書とは

資金収支計算書は、歳計現金(=資金)の出入りの情報を「業務活動収支の部」「投資活動収支の部」「財務活動収支の部」の3つの区分に分けて表した財務書類です。

### V-2 資金収支計算書の概要

#### V-2-1 総括

業務活動収支の部で生じた収支剰余(黒字)は26億95百万円で、投資活動収支の部で生じた収支不足額(赤字)7億77百万円と財務活動収支の部の収支不足額(赤字)17億73百万円を補てんしています。

業務活動収支の部の黒字が投資活動収支と財務活動収支の部の収支不足額の合計を上回っているため、期首に5億71百万円あった現金が、期末では145百万円増額の7億15百万円となっています。

資金収支計算書

業務活動収支		投資活動収支		財務活動収支	
収入 203億 94百万円	支出 177億円	収入 12億 37百万円	支出 20億 14百万円	収入 18億 23百万円	支出 35億 96百万円
	資金剰余 26億 95百万円	資金不足額(△) 7億 77百万円			資金不足額(△) 17億 73百万円

期首歳計現金残高 5億71百万円	→ 資金剰余—資金不足額=	→ 期末歳計現金残高 7億15百万円
	145百万円	

## V-2-2 業務活動収支の部

### 1 業務支出

業務活動支出は「業務費用支出」と「移転費用支出」二つに大きく分かります。人件費や物件費など直接業務を行う「業務費用支出」が75億6百万円、社会保障給付費、補助金、他会計への繰出金など「移転費用支出」が101億93百万円となっています。

支出額の大きい順に、社会保障給付費42億11百万円、維持補修費などの物件費が41億65百万円、補助金等支出が34億49百万円、人件費が30億39百万円などとなっています。

### 2 業務収入

地方税や地方交付税など日常の行政サービスを行うための支出を賄う収入で203億94百万円となっています。

収入額の大きい順に、税収等収入144億37百万円、国県等補助金52億50百万円、使用料及び手数料3億44百万円、その他収入3億64百万円などとなっています。

この結果、業務活動収支の差額26億95百万円が公共施設等整備などに充当されることとなります。

## V-2-3 投資活動収支の部

### 1 支出

つがる市で社会資本を整備した公共施設等整備支出が15億42百万円、基金積立金支出が4億71百万円で投資活動支出額が20億14百万円となっています。

### 2 収入

公共施設等整備支出の財源となった国県等補助金が4億91百万円、基金取崩収入が7億16百万円、資産売却収入が30百万円で投資活動収入額が12億37百万円となっています。

この結果、公共施設等整備収支の額は、7億77百万円の赤字となっていますが、この不足額は、業務活動収支により賄われたこととなります。

## V-2-4 財務活動収支の部

### 1 支出

地方債償還額が35億96百万円となっています。償還の財源として業務活動収支の差額及び前年度末資金残高を充てることとなります。

### 2 収入

地方債発行額が18億23百万円となっています。地方債発行により公共施設資産の整備、及び業務活動を行っております。

この結果、17億73百万円の資金の減となっています。

## V-2-5 注記

## 1 一時借入金に関する情報

一時借入金の限度額は50億円となっています。

また、令和5年度の一時借入金に係る利子は57千円となっています。

## 2 基礎的財政収支（プライマリーバランス）に関する情報

基礎的財政収支とは、地方債などの借金を除いた歳入と、過去の借金の元利払いなどを除いた歳出の差のことで、歳出の方が多ければ将来の借金負担が増加していることになり、歳出の方が少なければ借金が減少していることを示します。

歳入総額（繰越金を除く）は234億56百万円、歳出総額233億10百万円でした。令和5年度は地方債発行額が18億23百万円、地方債の元利償還額が35億96百万円のため、歳入と歳出の差は19億18百万円のプラスとなり、その年の収入で行政サービスに必要な経費が賄えていることを意味します。

資金収支計算書の業務活動収支と投資活動収支を合わせた金額から算出することができます。

基礎的財政収支（プライマリーバランス）（単位：百万円）

業務活動収支 （支払利息支出を除く）	26億95百万円
投資活動収支 （基金収支を除く）	△7億77百万円
基礎的財政収支	19億18百万円

## VI 財務書類を用いた財務分析

各種分析の中の平成20年度～平成27年度の数値は「総務省改訂モデル」での財務書類の数値を使用しています。「統一的な財務書類」とは算出方法に一部違いがあります。

### VI-1 純資産比率(過去及び現世代負担比率)及び将来世代負担比率

#### (1) 純資産比率(過去及び現世代負担比率)

社会資本の整備結果を示す有形固定資産を、これまでの世代と将来世代でどれだけ負担するのかを示す比率です。下記のとおり計算で表します。

$$\begin{aligned} \text{純資産比率(過去及び現世代負担比率)}(\%) &= \text{純資産} \div \text{総資産} \times 100 \\ &= 46,074 \text{ 百万円} \div 89,903 \text{ 百万円} = 51.2\% \end{aligned}$$

総資産  
(899 億 3 百万円)

純資産 (460 億 74 百万円) = 【これまでの世代と現世代が負担】 = 51.2%	将来世代が負担 = 47.5%
---	--------------------

例えば今まで地方債の発行を抑制してきたのであれば「純資産比率(過去及び現世代負担比率)」が高くなり、逆に地方債によって社会資本形成を継続的に行っていれば「純資産比率(過去及び現世代負担比率)」は低くなります。

多くの地方公共団体では「純資産比率」は50～90%の間になっているようです。

令和5年度のつがる市では純資産比率(過去及び現世代負担比率)が51.2%となっており、地方債によって社会資本形成を継続的に行ってきたと考えられます。

企業会計では「純資産÷総資産」で求められる比率を「自己資本比率」といい、比率が高いほど財政状況が健全であると言われます。おおよそ30%が目安の比率となり、公会計の数値とは比較できません。

(2) 将来世代負担比率

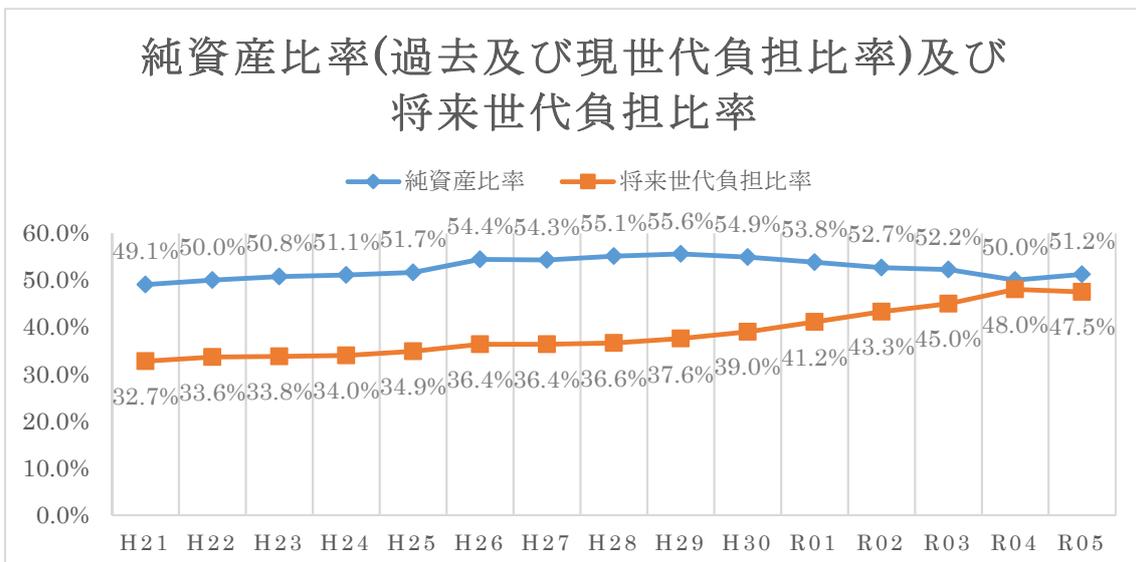
純資産比率(過去及び現世代負担比率)は過去及び現世代の負担率を表す指標でしたが、こちらは地方債残高の有形固定資産へ占める割合により将来世代の負担率を示す指標です。下記の計算式により導き出します。

$$\begin{aligned} \text{将来世代負担比率 (\%)} &= \text{地方債 (特例地方債を除く)} \div \text{有形固定資産} \times 100 \\ &= 34,507 \text{ 百万円} \div 72,602 \text{ 百万円} = 47.5\% \end{aligned}$$

上記、「純資産比率(過去及び現世代負担比率)」とは反対に例えば今まで地方債の発行を抑制してきたのであれば「将来世代負担比率」が低くなります。逆に地方債によって社会資本形成を継続的に行っていれば「将来世代負担率」が高くなります。「将来世代負担比率」は10~40%の間になっているようです。

令和5年度のつがる市では47.5%となっています。他の地方公共団体と比べ高めの比率となっており、こちらの比率においても地方債によって社会資本形成を継続的に行ってきたことが考えられます。

純資産比率(過去及び現世代負担比率)及び将来世代負担比率の平成20年度決算からの比較は下記のとおりとなっております。近年は大きな変動がないものの、平成20年度から比べるとどちらの比率も上昇しているのが見受けられます。(平成20年度~平成27年度比率は「総務省改訂モデルの財務4表」からの数値となっております。)



## VI-2 有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)

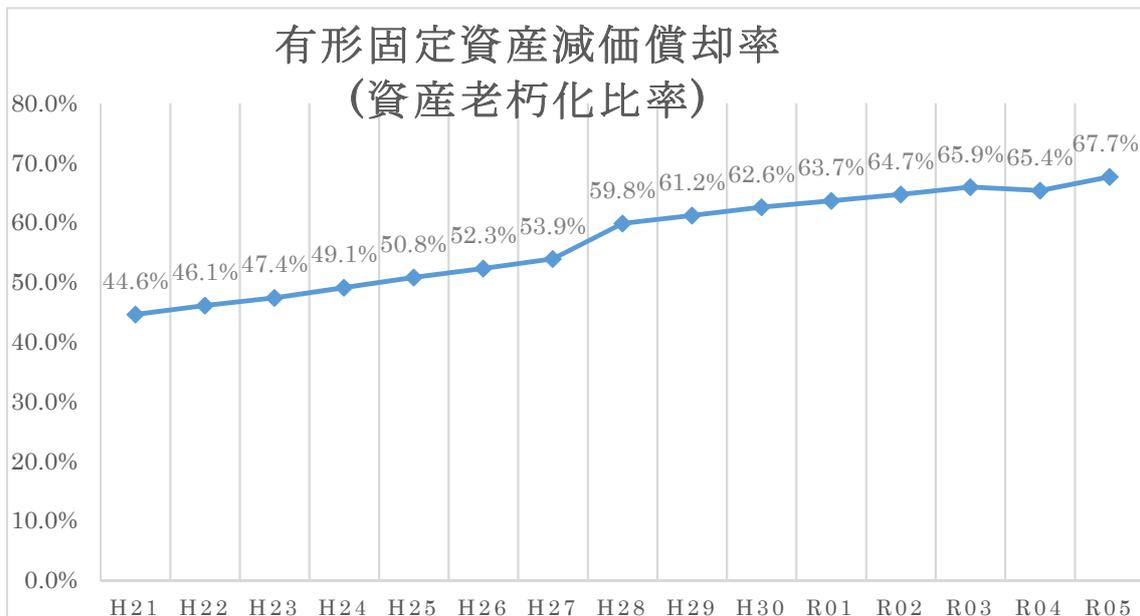
有形固定資産のうち、土地以外の償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を見ることにより、耐用年数に比して償却資産の取得からどの程度経過しているのかが把握できます。下記の計算式より比率を導き出します。

$$\begin{aligned} \text{有形固定資産減価償却率(資産老朽化率)}(\%) &= \\ & \text{減価償却累計額} \div (\text{有形固定資産(残存価額)} + \text{減価償却累計額} \\ & \quad - (\text{土地、立木竹、建設仮勘定、備品})) \times 100 \\ & = 127,056 \text{ 百万円} \div 187,762 \text{ 百万円} \times 100 = 67.7\% \end{aligned}$$

比率が大きくなると保有する資産の帳簿上の価値が多く減少している事になります。(帳簿上の価値が失われても、使用できなくなるわけではありません。)

多くの地方公共団体では35%~50%の間の比率といわれております。

令和5年度末のつがる市では67.7%となっており、資産の老朽化比率が高い値で推移しております。これにより将来的に大規模改修や更新が必要となり、老朽資産の更新費用が今後増加することが懸念されます。公共施設等総合管理計画を元に計画的な改修や、施設の統廃合や民間施設の利活用、資産を活用した歳入確保などの施策が必要となります。



前述した「純資産比率(過去及び現世代負担比率)」及び、「将来世代負担比率」からも多くの地方債により資本形成を継続的に行っていることが読み取れるため、今後の世代負担バランスに配慮、留意しながら社会資本整備を実施していく必要があるといえます。

### VI-3 債務償還可能年数

地方債等の債務を経常的に確保できる資金(業務活動収支の黒字額)で返済した場合に、何年で返済できるかを表す指標で、借金の多寡や債務返済能力を見ます。地方債残高が増加すると数値が上昇します。算出方法は下記のとおりとなります。

$$\begin{aligned} \text{債務償還可能年数(年)} &= (\text{将来負担額} - \text{充当可能基金}) \\ &\div (\text{経常一般財源(歳入)等} - \text{経常経費充当財源等}) \\ &= (52,191 \text{ 百万円} - 10,156 \text{ 百万円}) \div 4,912 \text{ 百万円} \approx 8.6 \text{ 年} \end{aligned}$$

※算定方法の見直しについて(令和元年度財務書類から算定方法見直し)

#### これまで研究会等で示していた算定式

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{将来負担額}(\ast 1) - \text{充当可能基金残高}}{\text{業務収入等}(\ast 2) - \text{業務支出}(\ast 3)}$$

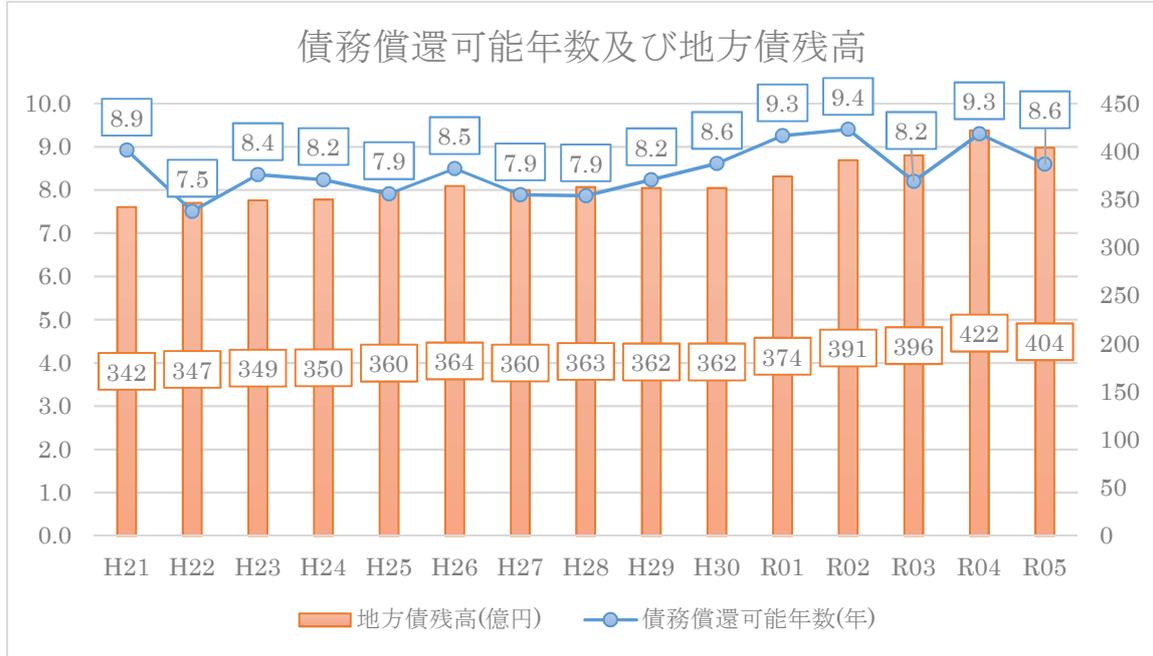
- ※1 将来負担額及び充当可能基金残高については、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式による。
- ※2 業務収入は、資金収支計算書(地方公会計)における業務収入(地方税、地方交付税等)による。また、「業務収入+減収補填債特例分発行額+臨時財政対策債発行可能額」とする。
- ※3 業務支出は、資金収支計算書(地方公会計)における業務支出(人件費、物件費、補助金等)による。

#### 見直し後の算定式

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{将来負担額}(\ast 1) - \text{充当可能財源}(\ast 2)}{\text{経常一般財源等(歳入)等}(\ast 3) - \text{経常経費充当財源等}(\ast 4)}$$

- ※1 将来負担額については、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式による。
- ※2 充当可能財源は、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式の「充当可能基金残高+充当可能特定歳入」とする。
- ※3 経常一般財源等(歳入)等は、「①経常一般財源等+②減収補填債特例分発行額+③臨時財政対策債発行可能額」とする。なお、①②は地方財政状況調査様式「歳入の状況 その2収入の状況」、③は地方公共団体健全化法上の実質公債費率の算定式による。
- ※4 経常経費充当財源等は、地方財政状況調査様式「性質別経費の状況」の経常経費充当一般財源等から、次の金額を控除した額とする。なお、イ~ハは地方公共団体健全化法上の実質公債費率の算定式、二は地方財政状況調査様式「性質別経費の状況」による。
  - イ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ニ 元金償還金(経常経費充当一般財源等)

つがる市では令和5年度の数値で 8.6 年となっており、他の地方公共団体より数値が大きくなっています。過度な地方債残高とならないよう、計画的に世代間の負担の公平性に留意する必要があります。



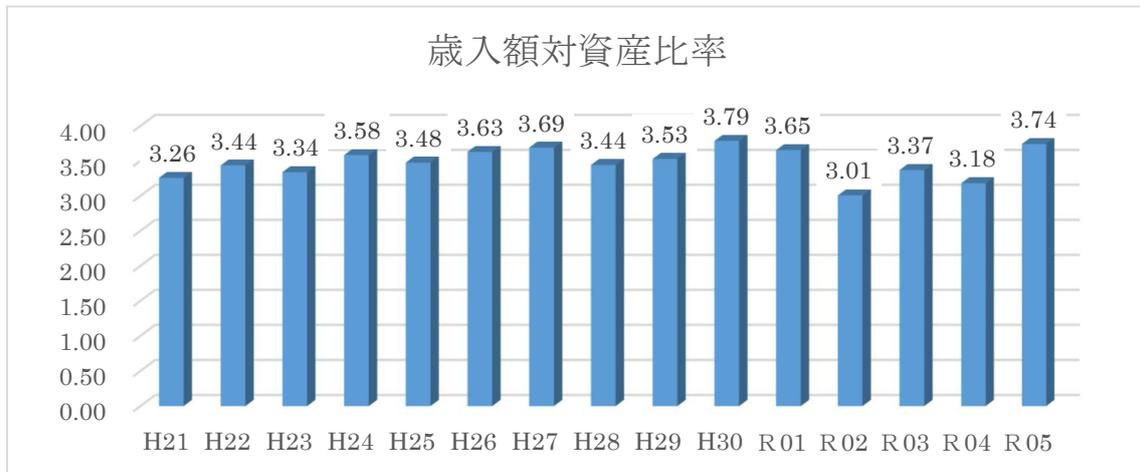
#### VI-4 歳入対資産比率

歳入総額に対する資産の比率を算定し、今まで形成されたストックである資産が何年分の歳入規模に匹敵するかがわかります。

$$\text{歳入対資産比率(年)} = \text{総資産} \div \text{歳入総額} = 89,903 \text{ 百万円} \div 24,028 \text{ 百万円} = 3.74 \text{ (年)}$$

多くの地方公共団体では 3.0 年～7.0 年の間になっているようです。

令和5年度のつがる市は約 3.74 年の歳入総額に対する資産を保有していることとなります。



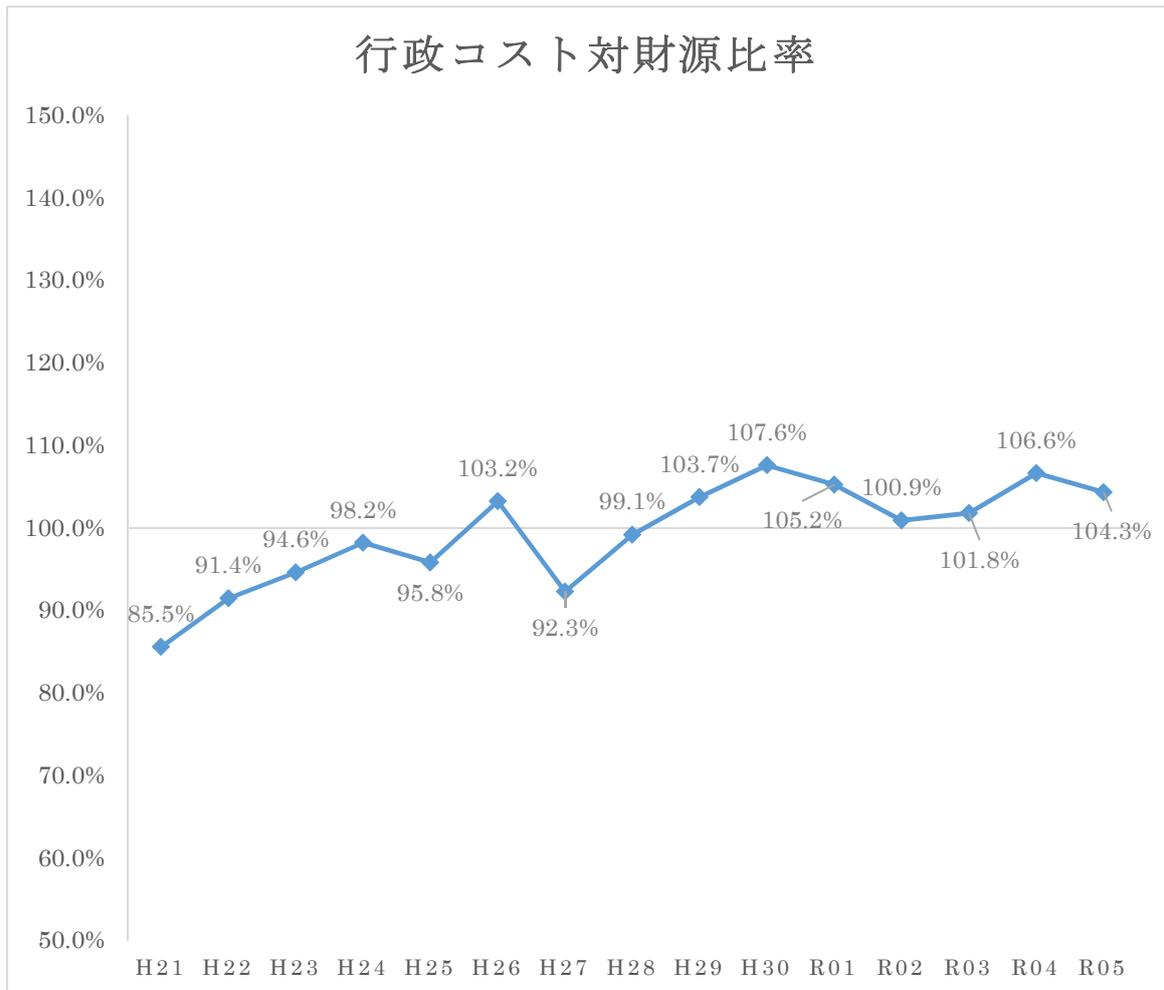
## VI-5 行政コスト対財源比率

税収等の一般財源等に対する行政コストの比率を算出することによって、当該年度の税収等の財源のうちどれだけ資産形成を伴わない行政コストに消費されたのかを把握します。100%に近づくほど資産形成の余裕度が低いといえ、さらに100%を上回ると、過去から蓄積した資産が取り崩されたことを表します。

$$\begin{aligned} \text{行政コスト対財源比率 (\%)} &= \text{純経常行政コスト} \div \text{財源} \\ &= 21,039 \text{ 百万円} \div 20,175 \text{ 百万円} = 104.3\% \end{aligned}$$

令和5年度のつがる市の比率を見ると104.3%と100%を上回り、資産形成ができず、過去の資産が取り崩されているといえ、財源の硬直化が進んでいることがうかがわれます。

経常的な行政コストを市税等により賄えない状況が発生しています。

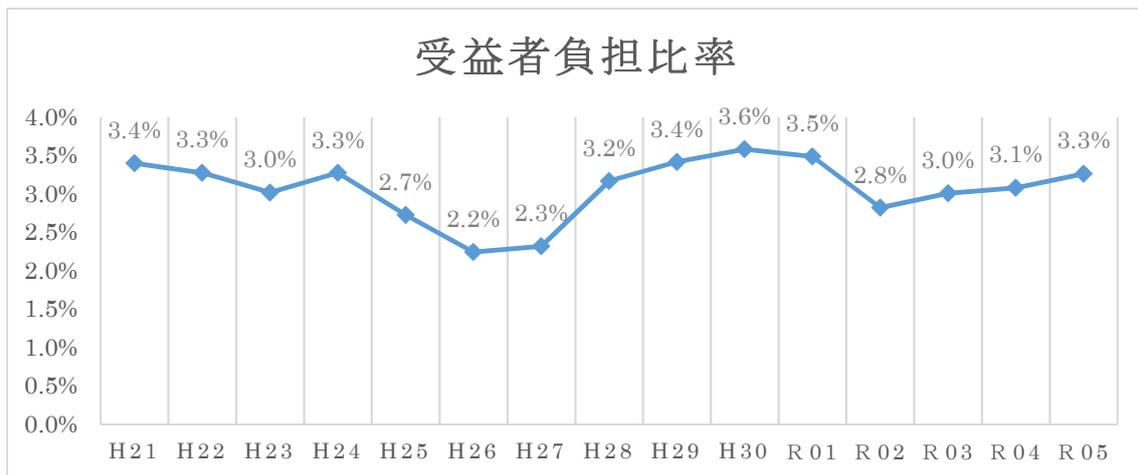


## VI-6 受益者負担比率

行政コスト計算書における経常収益（使用料及び手数料等）の経常費用に対する割合を算定し受益者負担割合を算出します。多くの地方公共団体の一般会計では3～8%となるようです。

$$\begin{aligned} \text{受益者負担比率(\%)} &= \text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100 \\ &= 710 \text{ 百万円} \div 21,751 \text{ 百万円} \times 100 = 3.3\% \end{aligned}$$

※病院、上水道等の公営企業会計では収益のほとんどが経常収益に計上され、同じ計算方法でも一般会計の比率より高くなるため、留意が必要です。  
(参考：企業会計では経常収支比率(\%) = 経常収益 ÷ 経常費用で算出されます。)



行政サービスを提供するための発生したコストは税金及び交付税等で賄われることが基本ですが、今後長期的に交付税等の減少傾向が見られる中で、持続的に行政サービスを提供していくには、受益者の負担を増加させる可能性を検討しなければならないかもしれません。

統一的な基準による財務書類

【一般会計等概要書】

令和7年3月現在

つがる市 財政部財政課